

地上デジタル放送を見るための 簡易なチューナー給付などの支援について

総務省では、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を、10月1日から受付します。

●支援の対象となるのは？

生活保護世帯などの公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障がい者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者の方で、日本放送協会（NHK）の受信料の全額免除を受けている世帯の方が対象です。

既に地上デジタル放送を視聴されている世帯の方は、支援の対象外です。（共同受信施設などで平成21年4月以降に工事が行われた場合には、支援の対象となる場合があります）

●受けられる支援の内容は？

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付を行います。アンテナ改修等が必要な場合には、その支援も行います。

●申込書の入手方法は？

申込書の請求は、下記の「総務省地デジチューナー支援実施センター」までお電話ください。

●支援を開始する時期は？

10月1日から受付を開始します。簡易チューナーの設置等については10月下旬から開始する予定です。

●ご注意いただきたい点

支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び全額免除の適用を受けることが必要です。手続きがまだお済みでない方は、なるべくお早めに手続きをおとりいただくようお願いします。なお、支援は現物給付ですので、ご自身で購入されたチューナーやアンテナ改修等の費用を清算することはできません。

●制度に関するお問い合わせは…

地上デジタル放送受信のための支援制度について

総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840（FAXは044-966-8719）

NHKとの受信契約、受信料免除について

NHK視聴者コールセンター ☎0570-000588（FAXは044-888-4340）

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

⑰有料道路通行料割引制度について

自ら運転をする身体障がい者、または心身障がい者が同乗して認められた車を介護者が運転する場合に、有料道路の道路通行料を半額割引する制度です。

（関連HP http://www.driveplaza.com/etc/handicapped_discount/index.html）

●対象者

- ・本人運転の場合は、身体障がい者手帳をお持ちの方
- ・介護者運転の場合は、身体障がい者手帳「第1種」、または療育手帳「A」をお持ちの方

●制限

- ・自動車は、障がい者1人につき1台とし、自動車の名義は障がい者本人又は生計同一者であること。（ただし、障がい者及び生計同一者が自動車を所有していない場合は、障がい者を日常的に介護している方の名義でも可）
- ・自動車は「自家用車」であること。（ただし、適用されない車があります。）

●申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証
- ・免許証（身体障がい者本人が運転する場合）
ETCをご利用の場合は、以下の書類も必要となります。
- ・ETCカード（原則として障がい者本人名義のもの）
- ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書、証明書等）